

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成28年12月13日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(水準測量)
- 2 作業期間 平成28年12月1日から平成29年3月15日まで
- 3 作業地域 佐賀市、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町並びに三養基郡上峰町及びみやき町